

今までのようにビール一杯だけならと思っていたら、一本20万円のビールになる事もありますので十分に気を付けてください。また、交通3悪にも厳しい新法になっているようです。「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな、使うんだったスニーカー」よろしく。

今後は立派なロータリアンになるよう頑張りたいと思っておりますので、皆様のご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、私の卓話を終わらせていただきます。ご静聴有難うございました。

(会報担当者：吉村 眞治 委員)

当社は販売のプロ集団です！
 民営の職業紹介所(許可番号 01-02-2-0006)

(株) 函館 マネキン
 オフィススタッフ・キャリアスタッフ紹介所

函館市万代町11-20
 ☎(0138)41-7622(代)

(広告掲載：中川 洲平・会員)

◎ 2月24日出席報告

会 員	55名	出席率対象会員	53名
		出席規定免除会員	2名
当日出席	29名	当日欠席	24名
他クラブ出席	12名	出席合計	41名
出席率	77.36%		

・テレホンサービス(例会移動案内)電話23-2377番

次回・3月27日
プログラム

夜間例会
「国際ソロプチミスト函館との合同懇親会」
 函館国際ホテル 午後6時～



The Weekly Report of

Hakodate North R.C.

函館北ロータリークラブ会報

2001~2002年度 国際ロータリーテーマ
 国際ロータリー会長 リチャード D. キング

人類が私たちの仕事 MANKIND IS OUR BUSINESS

薮下 義晴 会長テーマ 『楽しみと親しみのある出逢い・そして感動』



3月13日新入会員卓話 高田 剛 会員

《第1864回例会》 第34号 3月20日(水)

本日のプログラム

「卓話」

「ペリー提督来航記念碑」 建立協議会 会長 加藤 清郎 氏

★会長 薮下 義晴 ★幹事 藤野 明信

例会場:函館国際ホテル 〒040-0064 函館市大手町5-10 TEL23-5151
 例会日:毎週水曜日 12:30~13:30 事務局:函館市大手町5-10 二子ビル4F TEL23-3870

3月13日の記録

◎司 会 薮下 義晴 会長 ◎齊 唱 奉仕の理想

◎ビジター 大阪天満橋R.C. 松本梓伸君、函館R.C. 神田勝美君、
函館東R.C. 小野孝良君

◎会長報告 薮下 義晴 会長

- 台北東北R.C.の創立20周年記念式典が3月16日に挙行され、当クラブから多数出席することになっております。
- 山崎会員より退会願いがありました。(3月4日届出)

◎委員会報告

- 職業奉仕委員会 齊藤 紀一 委員長
先日の健康診断結果について
- 国際奉仕委員会 中野 亮 委員長
中国上海での交易会の状況について
明日からの台北東北R.C. 創立20周年記念式典出席について

◎幹事報告 藤野 明信 幹事

- 本日ご案内致しましたが、当クラブ3月27日の例会は夜間例会に変更し国際ソロプチミスト函館さんとの合同懇親会を開催致しますので多数ご出席下さいますようお願い致します。
- 岩内ロータリークラブ創立40周年記念式典が5月18日岩内地方文化センターにおきまして挙行されます。参加ご希望の会員は幹事迄。
- 和歌山城南R.C. より会報が届きましたので回覧いたします。

- 函館五稜郭R.C. 3月22日の例会は自主休会に変更となりました。
- 新年度の名簿の写真提出を3月20日までをお願いします。

◎親睦活動委員会 成田 豊 委員長

ニコニコBOX投入報告

- 齊藤会員・小笠原会員・大和会員・伊藤会員……BOXに協力。
- 中野会員・川村会員・柴崎会員……いよいよ明日台北に行つてまいります。
- 二葉会員……いよいよ春ですね。
- 千葉会員……高田君の卓話を期待して。
- 高田会員……本日卓話です。
- 南木会員……台北東北R.C. 20周年をお祝いして。
- 栗飯原会員……明日台北へ行かれる方はパンツを忘れても「パスポート」を忘れない様に。
- 小池会員……4日程函館を留守します。
- 田畑会員……結婚月です。
- 久保会員……しばらくでした。

◎新入会員卓話 「飲酒運転と新道交法」

- (株)スニーカーサービス・エアサポートサービス代表取締役 高田 剛 会員
ただ今プログラム委員長より紹介をいただきました、新人の高田です。
- 今の心境は、先日の証人喚問を受ける前の鈴木宗夫議員と同じように、早くこの時間が過ぎないかなーと思っております。今回の卓話は、入会したその日にプログラム委員長より「卓話をお願いします」と軽い感じで頼まれて「卓話ってなんだ」と思いつながらも、青年会議所時代の先輩でもありますので、軽い気持ちで「いいですよ」と言つてしまいました。後で色々な方に話を聞いてみますと「20～30分位、会員の皆様の前で話をする事」やまだ自分より前に入会されている方々の中にもこの卓話をされていないことも知りまして、私ももう少しの期間辞退すればよかったと思っている次第です。

私のプロフィールはプログラム委員長より紹介された通りでございますが、少し付け加えれば、家族には妻と子供(一人)母以外に犬一匹と猫一匹と熱帯魚400匹と鳩20羽がおり一緒に生活しています。有斗高校時代にはハンドボールで国体やインターハイにも出場しました。ゴルフはハンデ4です。

高校卒業後、横浜の丸善石油(現在のコスモ石油)に入社しましたが、21歳の時に父が他界しましたので、函館の北日本石油に出向社員として戻ってまいりました。勤務地は大森町、八幡町の所長をしておりました。お客様には、当会員の伊藤さんや中野さんがおられました。13年間勤めましたが、当時の石油業界の先行きを考えまして、昭和61年2月5日に現在のスニーカーサービスという運転代行社を設立いたしました。当時の函館の代行業は、ニューサービス産業というより、隙間的な事業であったため、設立を1ヶ月遅れさせ、全国沖縄～東北等を見て周り、調査研究の結果、全国初の女性の運転代行社(フレッシュさを売り物に)を考えるにいたりました。しかし、開業して1ヶ月余りで労働基準監督所より営業停止命令を受けました。理由は、女性の夜間就労の件でした。当時、変更となった労働基準法では、女性の夜間就労も認められていたのですが、それには但書きがあり「接客業のみ」となっていてまして運送業等ではだめと言う訳です。それから毎日、監督所に通いました。よい案がないか尋ねたのですが……。10日間程通っていた時、いい案が芽生えました。それは「有限会社から株式会社に變更して、女性を役員にすれば営業ができる」でした。みごと全国初の女性の運転代行社を実現させました。

私どもの仕事は、飲酒運転防止を目的としており、国土交通省と警察庁が厳しく監督している業種です。新法では、代行業の認定を受ける時は政令で定めた書類を毎年提出をし、事故等による賠償問題に対応できる代行専用保険に加入している事が明記されております。現在、函館の業者は7社程ございますが、この内四社だけが保険に加入されております。ちなみに当社、ツバメ、昭和、カンタクだけで、他社は保険加入と言っておりますが、十分に気をつけたほうがよいと思います。出来れば北ロータリーの皆様には当社を指名していただければ、特別ロータリー価格等、帳合でもOK、ある時払いの催促有りにしておきます。

それでは当年6月より施行される飲酒運転による新道交法についてお話させていただきます。この卓話の中で詳しく話をしようと思ひまして、公安委員会や警察に行つて来ましたが、まだ、詳細について発表されていないという事で、全国代行業組合から聞いたお話をいたします。まずは現行の飲酒運転に対する「点数」「反則金」「行政処分」から話しますと、

- 酒酔い運転(麻薬、覚醒剤)→歩行困難等
点数…15点 反則金…6万～10万 行政処分…免許取消処分
- 酒酔い運転プラス人身事故(死亡)
点数…20点(免許取消) 3年以上の懲役(刑事罰)
2倍以上の反則金と被害者への損害賠償(任意保険は適用されません)
- 酒気帯び運転(数値0.25以下)
点数…6点 反則金…3万～5万 行政処分…免許停止(1ヶ月)
- 酒気帯びプラス人身事故(重傷事故)
点数…6点プラス重傷事故点数9点で15点となり免許取消処分
もちろん酒酔い運転と同様に2倍以上の反則金と被害者に対しての損害賠償 これもまた保険は適用されません

注) お酒を飲まなくても歩行困難等同じような表情の方は気を付けて下さい。これが新法では、酒酔いなどの悪質運転者への罰則強化ということで、

- 罰金が従来の5倍以上
- 行政処分が重くなる

酒酔い運転の場合、

- 反則金…6万～10万→30万～50万
- 免許取消処分も厳しくなります
- また死亡事故等については、懲役5年以上の刑事罰を受ける事になります。

酒気帯び運転の場合も同等に

- 反則金…3万～5万→15万～25万
- アルコール濃度も現行の0.25→0.15となり、微量のアルコール濃度でも検挙対象になる